

(在職しなかった期間等がある職員の改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号の月数の算定)

第3条 改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成15年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第1条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第1号から第4号までに掲げる者(以下この号及び次条において「他の給与条例適用職員」という。)であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち他の給与条例適用職員として勤務した期間(同項において「特定他の給与条例適用職員期間」という。)を除く。)
- (2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の5第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年熊本県条例第6号)第2条第1項の規定又は公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成13年熊本県条例第53号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。))又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))
- (3) 停職期間(法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。))
- (4) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)第10条又は熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第15条第3項の規定により給与を減額された期間
- (5) 一般職員給与条例第12条、大学教育職員給与条例第16条又は県立学校給与条例第19条の規定により給与を減額された期間

2 改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成15年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間(特定他の給与条例適用職員期間のある月にあつては、同項第2号又は第4号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月
- (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間(特定他の給与条例適用職員期間のある月にあつては、同項第3号又は第5号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月(前号に該当する月を除く。)であつて、その月について支給された給料の額(特定他の給与条例適用職員期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号及び改正県立学校給与条例附則第5項第1号に規定する合計額に100分の1.06を乗じて得た額(第5条において「附則第5項第1号等基礎額」という。)に満たないもの

(他の給与条例適用職員であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第4条 改正一般職員給与条例附則第6項及び同項の規定により読み替えて適用する改正一般職員給与条例附則第5項、改正大学教育職員給与条例附則第4項及び同項の規定により読み替えて適用する改正大学教育職員給与条例附則第3項並びに改正県立学校給与条例附則第6項及び同項の規定により読み替えて適用する改正県立学校給与条例附則第5項の人事委員会規則で定める者は、他の給与条例適用職員とする。

2 改正一般職員給与条例附則第6項、改正大学教育職員給与条例附則第4項及び改正県立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 改正一般職員給与条例附則第6項の規定により読み替えて適用する改正一般職員給与条例附則第5項、改正大学教育職員給与条例附則第4項の規定により読み替えて適用する改正大学教育職員給与条例附則第3項及び改正県立学校給与条例附則第6項の規定により読み替えて適用する改正県立学校給与条例附則第5項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、他の給与条例適用職員に係る給与に関する条例等の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、他の給与条例適用職員であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第5条 附則第5項第1号等基礎額又は改正一般職員給与条例附則第5項第2号、改正大

学教育職員給与条例附則第3項第2号及び改正県立学校給与条例附則第5項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当の特例措置に関する規則(平成14年熊本県人事委員会規則第59号)は、廃止する。

